

令和6年度第1回富山市入札監視委員会 審議概要

日 時	令和6年7月18日（木）午後1時30分から
場 所	富山市役所議会棟第4委員会室
委 員 （委員数5名） 出 席 4名	委員長 古 田 俊 吉 （富山大学名誉教授） 委 員 大 石 貴 之 （弁護士） 委 員 佐 藤 綾 子 （富山国際大学教授） 委 員 廣 田 正 恵 （税理士）
次 第	1 開会 2 審議 ・ 富山市の入札・契約手続及び運用状況 ・ 抽出案件の審議 3 審議結果のまとめ 4 閉会
対 象 期 間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
抽 出 案 件 （落札率）	12件（対象案件件数 282件） ① 富山方面団総曲輪分団器具置場改築工事（88.94%） ② 流域関連富山公共下水道呉羽第1処理分区茶屋町地区管渠築造工事（88.02%） ③ 富山公共下水道天正寺地区既設人孔耐震化工事（99.46%） ④ 富山特定環境保全公共下水道下条処理分区水橋石政地区管渠実施設計業務委託（73.10%） ⑤ 八尾町石戸地区公共柵移設工事（63.16%） ⑥ 任海橋補修工事（90.14%） ⑦ 市道古志町23号線外2線側溝改良（第23工区）工事（89.50%） ⑧ 市道東流杉1号線改良工事（84.68%） ⑨ 市道区画街路第2712号線外1線道路災害復旧工事（99.91%） ⑩ 外輪野用水路仮設水路設置工事（98.56%） ⑪ 地方卸売市場内市道整備工事（99.95%） ⑫ 富山市芸術文化ホール（大ホール）特定天井改修及び大規模改修工事設計業務委託（96.74%）
審 議 の 概 要	別紙のとおり
委 員 会 の 意 見	審査対象期間の建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札、契約事務については、概ね適正に行われていたと判断する。

別 紙

審議の概要

審議 1 富山市の入札・契約手続及び運用状況

契約制度全般に関する資料について

I 富山市の建設工事等の入札・契約制度

II 入札・契約事務の改善

III 指名停止等の運用状況

IV 入札・契約方式別の件数及び落札率

<質疑>

昨年度の前年同期と見比べると、随意契約件数が工事、コンサルタント業務ともに倍増していますが、能登半島地震による震災の影響によるものですか。

<回答>

ご質問のとおり、災害復旧工事が多数を占めていますが、震災に限定するものではなく、昨年夏の豪雨災害によるものも関係していると思われます。

<質疑>

全体の件数があまり変わらないということは、震災による影響で発注が後ろ倒しになっていることもあるのでしょうか。

<回答>

断定的なことは言えませんが、震災により発注が遅れたという報告を受けて把握しているものは、今のところありません。

<質疑>

指名停止措置要件について、逮捕者が出たこと及び競売入札妨害又は談合で、立山町の(株)押田建築設計事務所では指名停止 12 箇月ですが、(株)久米設計が指名停止 2 箇月になっています。2 者の指名停止措置における 10 箇月の期間差を説明してください。

<回答>

昨年度下半期に競売入札妨害又は談合の理由で指名停止された 2 者の指名停止が違う理由は、(株)久米設計は富山市競争入札参加有資格者指名停止要領の別表第 2 第 15 号（県外での発注案件の逮捕事案）、(株)押田建築設計事務所は別表第 2 第 14 号（県内の公共機関の発注案件での逮捕事案）となっています。

<質疑>

指名停止を受けた場合でも、競争入札に参加することは可能ですか。

<回答>

指名競争入札及び一般競争入札のどちらにも参加できません。

<質疑>

指名停止をするかどうかは富山市の裁量とお聞きしましたが、富山市が指名停止措置に至るまでの情報の入手経路はどのようなものですか。

<回答>

各地方整備局から情報提供をいただくことが多いです。加えて、指名停止措置については、自治体間でネットワーク（メール）を利用して情報共有を行っており、各自治体の指名停止措置状況も考慮しています。また、富山県の動向も参考にしています。富山県の指名停止措置を受けて、富山市も追随するような形で指名停止措置を行っています

審議 2 令和 6 年度上半期分抽出案件の審議
① 案件名 富山方面団総曲輪分団器具置場改築工事 担当課 消防局 総務課 <説明>
<質疑> 本案件の入札価格が低入札になったことについて教えてください。
<回答> 低入札価格調査で聞き取りを行ったところ、受注者は過去に類似の工事（消防分団）の施工経験があるため施工にノウハウを持っていることや、下請けについて、付き合いのある業者から建設資材を安価で仕入れることができたため入札価格を抑えることができたのだと思われます。
<質疑> 工事の設計や積算の中で苦勞した点はありますか。
<回答> 設計業務自体は一年ほどかかりましたが、その後すぐに施工に取りかかることができたため苦勞した点はありません。
② 案件名 流域関連富山公共下水道呉羽第 1 処理分区茶屋町地区管渠築造工事 担当課 上下水道局 下水道課 <説明>
<質疑> 物価や人件費の高騰で、工事積算が現場よりやや高く設定されてしまう可能性はありますか。
<回答> 年度当初に人件費等は単価の上昇が反映されています。建設資材は、月ごとに発刊されている物価調査誌にて単価を確認し、積算に反映させているため、最新の情報で工事積算を行えていると考えています。
<質疑> 予定価格の積算時期と、入札に参加する業者の積算時期にどの程度期間が空いているのですか。また、その期間を何日以内にするか、補正などのルールはありますか。
<回答> 業者が入札価格を積算する時期とは大体 3 週間ほど間隔があります。設計単価は、予定価格の積算時点で最新のものを使っています。補正などのルールは特にありません。
<質疑> 2 業者が入札を辞退されていますが、その理由は把握していますか。
<回答> 辞退された 2 者につきましては、人員の配置が困難なためと把握しており、技術者が他の工事に配置されていること等が考えられます。
③ 案件名 富山公共下水道天正寺地区既設人孔耐震化工事 担当課 上下水道局 下水道課 <説明>

＜質疑＞

入札金額を見たときに、9者とも1万円から2万円程の僅差ですが、積算の段階でどの会社も似たような金額で入札されるものでしょうか。

＜回答＞

入札価格が僅差になったことの詳細は把握していませんが、既設人孔耐震化工事の工法が、下請業者を使って施工する特殊な工法であるため、下請業者の受注金額により金額に差が出たと考えられます。

＜質疑＞

指名業者の選定はどのように行っていますか。

＜回答＞

施工箇所から近い業者を順に選んでいます。

④ 案件名 富山特定環境保全公共下水道下条処理分区水橋石政地区管渠実施設計業務委託

担当課 上下水道局 下水道課

＜説明＞

＜質疑＞

農業集落排水事業における公共下水道とその他の流域下水道の接続について説明してください。

＜回答＞

農業集落排水事業を行うために、水橋浄化センターという公共下水道の処理場があり、本案件ではそこに接続することになります。公共下水道としては農業排水路は規模が小さいものになりますが、維持管理費に経費がかかっているのが現状であり、設備更新をするよりも、管路を整備して接続した方が有利であるため、整備できる箇所から整備を行っています。

＜質疑＞

落札率が73.1%と非常に低くなっていることと、入札価格の4番目と5番目の業者が失格となった理由を教えてください。

＜回答＞

手持ち工事が少なく業務を受注できる余力があったため、積算価格が下がったと考えています。また、失格者については、できる限り経費を削ったため、最低制限価格を下回ったのではないかと考えています。

＜質疑＞

予定価格が高いことにより、最低制限価格も高くなって失格者が出たのでしょうか。積算価格の算定の仕方は問題ないでしょうか。

＜回答＞

積算基準に則って、数量に基づいて積算したため、積算自体は高すぎることはないと思われます。

⑤ 案件名 八尾町石戸地区公共樹移設工事

担当課 上下水道局 西上下水道サービスセンター

＜説明＞

<質疑> 落札率が 63.96%という非常に低い落札率になった理由を説明してください。
<回答> 本案件は、同地区にて富山県土木センターが発注している道路の拡幅工事に対応する工事であり、建設機材の運搬や交通誘導員等の人員確保を同者に発注することで費用を抑えられたためです。
<質疑> 落札業者を特命指名した理由を教えてください。
<回答> 地理的条件が良く工事箇所から近く、本案件が富山県土木センター発注の道路拡幅工事の対象箇所の中にある下水道の公共柵を移設する工事となることから、同一施工業者により一体的に施工できるよう特命指名しました。
⑥ 案件名 任海橋補修工事 担当課 建設部 道路構造保全対策課 <説明>
<質疑> 応札者が1者であるというのは、特殊な技術が必要等の理由があるためですか。
<回答> 特殊な工事ではありませんが、本案件は、橋梁の足下の補修を行う工事で、施工に伴い熊野川の流れを一部振り替えて足の真下に水が流れないようにし、コンクリートの補修を行うものです。そのため、大規模な工事となり、施工実績のない業者だと建築機材の確保や人員確保が難しい案件だったのではないかと考えています。
<質疑> 落札業者は熊野川水系や橋梁の工事に慣れている業者ですか。
<回答> 橋梁そのものの継ぎ目の補修や、コンクリートのひび割れの補修等の受注経験があり、橋梁補修に非常に慣れている業者だと考えています。
<質疑> 工期が延長された理由は何ですか。また、契約金額に変更はありましたか。
<回答> 変更契約を行った時点では、契約金額の変更はございません。工期延長については、国との協議の上、河川の中で施工できる期間が雨の降らない期間（1月1日から5月31日まで）しか許可がおりず、想定より工期が短く指示されたことに加え、工事の準備に時間がかかったため、138日間延長したものです。
<質疑> 橋梁の補修工事は天候により施工時期が左右されると思いますが、下期（10月から3月まで）の天候の悪い時期に工期設定をされる理由はなんですか。

<応答> 河川の関連工事は、河川管理者ごとに異なりますが、雨の降りやすい期間（出水期）は工事を禁止されています。そのため、５月から９月にかけては工事がなかなかできません。工期設定するときには、悪天候時等の工事ができない期間も考慮して工期設定をしているためです。
⑦ 案件名 市道古志町２３号線外２線側溝改良（第２３工区）工事 担当課 建設部 河川整備課
<説明>
<質疑> 土木の業者ランクＤの４者が全て辞退されていますが、推測される理由はありますか。
<回答> 工事自体は道路側溝を入れ替える工事で特に難しいものではなく、聞き取りをしないとわかりませんが、配置技術者の確保が難しい等ではないかと考えています。
<質疑> 低入札価格調査結果に記載がある、「下請業者から価格面での提供が得られる」とはどういうことですか。
<回答> 自社施工ではない、下請工事を適正価格で施工できるよう了承をいただいているということです。
<質疑> 低入札となった理由は予定価格が高かったためですか。
<回答> 国土交通省が公表している基準等に基づいて設計金額を積算していますので、設計金額は適正であると考えています。
⑧ 案件名 市道東流杉１号線改良工事 担当課 建設部 道路整備課
<説明>
<質疑> 低入札価格調査書の調査結果の概要について、調査時に手持ち請負工事がない場合でも、経営状況は安定しているといえる理由は为什么呢。
<回答> 工事は受注していないが、建設資材の販売を行う等の工事受注以外の仕事での収益が見込めるため、手持ち工事がなくても、経営的には問題ないという判断をしています。
⑨ 案件名 市道区画街路第２７１２号線外１線道路災害復旧工事 担当課 建設部 道路整備課
<説明>
<質疑> 能登半島地震の影響により災害復旧工事の件数が多くなっていますが、施工業者の割り振りはどちらで行っているのですか。
<回答> 災害協定を結んでいる建設業協会を通して行っております。

<質疑> 特命随契契約の工事積算についても、見積書の金額が適正かどうか確認されていますか。
<回答> 随意契約と同様に、業者に設計書をお渡しして、見積を出してもらい金額を確認しているので問題ありません。
<質疑> 災害復旧工事の発注前段階において、案件を庁内で取りまとめた後から協会等に推薦をお願いしているのですか、それとも一つ一つ担当課で災害復旧の財源が確保されてからその都度発注していくものですか。
<回答> 部局ごとにとりまとめた後から発注しています。今回の震災の災害復旧については、市道が通行止めになったときに、社会的影響が大きいと思われる区域や被害が大きい区域から優先的に復旧工事を行っています。被害が小さい箇所は通行止めにして順次対応しております。
⑩ 案件名 外輪野用水路仮設水路設置工事 担当課 農林水産部 農林事務所農地林務課
<説明>
<質疑> 14者を指名して、応札者と辞退者数が7者と同数でしたが、人材不足等の様々な要因が考えられる中でどう判断されていますか。
<回答> 営農に間に合うように仮設水路の通水を3月に発注して、4月初頭の完成という条件が技術的に難しかったのではないかと考えています。
⑪ 案件名 地方卸売市場市道整備工事 担当課 農林水産部 地方卸売市場
<説明>
<質疑> 予定価格は精査して抑えられないものなののでしょうか。
<応答> 設計については、国と県から公表させている設計積算基準に基づいて積算しています。予定価格も市と業者の積算に基づき決定していますので適正価格です。
⑫ 案件名 富山市芸術文化ホール（大ホール）特定天井改修及び大規模改修工事設計業務委託 担当課 企画管理部 文化国際課
<説明>
<質疑> 特命理由書について、久米設計が逮捕されたことを記入するべきではないでしょうか。

<回答>

(株)久米設計に指名停止措置がされたのは1月下旬ですが、本案件の特命理由書の作成時期は11月から12月にかけて作成しております。富山市としては、他自治体の指名停止情報が未確認であった時期でしたので特命理由書を作成する段階では、指名停止状況を把握しておらず記載できませんでした。

<質疑>

(株)久米設計が特命指名される段階で、既に指名停止措置がなされていた場合、本案件の契約はどうなっていたのでしょうか。

<回答>

指名停止の措置を市の裁量で行うものになりますので、指名停止措置が市の事業に影響を及ぼしてしまう場合は、例外的な措置として、委員会に諮った上で承諾を得られた場合のみ随意契約を締結できるような規定を設けております。

<質疑>

特命理由の中で「唯一の者」という記載が案件に関わらず頻出しますが、芸術文化ホールは全国にかなり数があるため、過去の設計書等を別の業者が引き継いでできないかどうかはどのように検証されているのでしょうか。

<回答>

時間をかけて設計をやるのであれば、他の業者でも履行できると考えられますが、施工計画に合わせて設計業務が間に合う業者が(株)久米設計でしたので、技術的な点というよりも工期に履行完了できる点で特命指名したものです。